

令和7年度 第1回中央区協議会
(中地域分科会)
会議資料②

【協議事項】

ア 令和7年度区政運営方針（案）について【区振興課】 P. 1

【地域課題について】

(1) 三方原地区コミュニティ協議会からの要望について P. 31

【その他】

(1) 令和6年度第12回中央区協議会（中地域分科会）における委員からの
質問に対する回答について【区振興課】 P. 67

令和7年4月30日開催

中央区協議会
(中地域分科会)

第9号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項								
件 名	令和7年度区政運営方針（案）について（2回目）								
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	○背景 区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営に当たっての基本的な方針、区の実施課題等を区政運営方針として毎年度公表している。 令和7年度区政運営方針の作成に当たっては、将来像や基本方針について、中央区代表会及び各地域分科会で協議を重ねてきた。								
対象の区協議会	中央区協議会（中地域分科会）								
内 容	将来像及び基本方針に加え、令和7年度実施予定の中央区内の主な事業を掲載した令和7年度区政運営方針（案）について、各地域分科会での1回目の協議を踏まえ作成した案をご確認いただくもの。 詳細は、別紙「令和7年度中央区区政運営方針」参照。								
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	○主な予定 <table border="0"> <tr> <td>令和7年4月</td> <td>令和7年度区政運営方針（案）を分科会で協議</td> </tr> <tr> <td>令和7年5月</td> <td>令和7年度区政運営方針を代表会で報告、公表</td> </tr> </table>					令和7年4月	令和7年度区政運営方針（案）を分科会で協議	令和7年5月	令和7年度区政運営方針を代表会で報告、公表
令和7年4月	令和7年度区政運営方針（案）を分科会で協議								
令和7年5月	令和7年度区政運営方針を代表会で報告、公表								
担当課	中央区区振興課	担当者	加茂 真也	電話	457-2210				

(案)

令和7年度 中央区 区政運営方針

～中央区 調和と融和で紡ぐ 豊かな暮らしの輪～



浜松市中央区役所



目次

➤ 中央区長あいさつ	1
➤ 令和7年度 中央区区政運営方針 体系図	2
➤ 市民協働によるまちづくりの推進	4
➤ 令和7年度 基本方針・主な事業	5
①地域の多彩な特色を活かし、 にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり	5
②安全・安心に暮らせるまちづくり	11
③共生のところで支え合い、 やさしさあふれるまちづくり	14
➤ 数字で見る中央区	17
・中央区のすがた	18
・区の経営に要する資源	24

「中央区 調和と融和で紡ぐ 豊かな暮らしの輪」
を目指して

区長あいさつ

区長写真

中央区長 岡安 章宏

令和7年度 中央区

将来像 (期間：令和7～16年度（10年間）)

キャッチ フレーズ	中央区 調和と融和で紡ぐ 豊かな暮らしの輪
10年後の 目指す姿	令和6年1月の区再編により誕生した中央区には、商業施設や官公庁などの都市機能に加え、豊かな自然や景勝地、観光資源、世界に誇る産業など多彩な魅力があります。 これらの魅力を中央区に関わるすべての人が尊重し合い、引き続き大切にするとともに、その魅力が高まり、区全体が発展できるよう「調和と融和」で紡いでまいります。 中央区の魅力を最大限に活かし、安全・安心でだれもが輝き豊かで暮らしやすく、一人ひとりの幸福感が地域にそして区全体に輪として広がるまちを目指します。

将来像の実現に向け、3つの基本方針を掲げ、中央区推進など市民協働によりまちづくりを進めます。

区政運営方針 体系図

基本方針

(期間：単年度（原則、毎年度策定）)

主な事業

(期間：単年度)

①地域の多彩な特色を活かし、 にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり

中央区の持つ景勝地や文化・スポーツ施設などの様々な地域資源の活用や、これまで育まれてきた歴史や文化などの特色を活かした事業に取り組みます。

P 5
～
P 1 0

②安全・安心に暮らせるまちづくり

交通事故ワースト1からの脱却を図り、市民の交通安全意識向上のための事業に取り組みます。
また、津波や河川氾濫、土砂災害などの中央区の災害特性を踏まえた啓発や支援に取り組みます。

P 1 1
～
P 1 3

③共生のところで支え合い、 やさしさあふれるまちづくり

中央区に関わるだれもが暮らしやすいまちにするため、様々な福祉課題に向き合い相談支援の推進に取り組みます。
また、市民の健やかな生活のため、子育て支援事業や健康づくり事業に取り組みます。

P 1 4
～
P 1 6

協議会（地域分科会）の運営や地域コミュニティ活動の

市民協働によるまちづくりの推進

将来像の実現に向け、3つの基本方針を掲げ、中央区協議会（地域分科会）の運営や地域コミュニティ活動の推進など市民協働によりまちづくりを進めます。

◆区協議会の運営 【区振興課、各行政センター】

浜松市では、政令指定都市移行に伴い、当時の7行政区すべてに区協議会を設置しました。区協議会は、地域における諸団体の代表者などにより構成し、市が提案する議題についての議論や、地域課題についてその解決策の検討をします。

令和6年1月の区再編後の区協議会は、区ごとに設置する「代表会」と再編前の区協議会が移行する「地域分科会」の2層構造です。中央区では、中央区代表会と中・東・西・南地域分科会を設置し、引き続き各地域の声を集約できるよう運営します。



▲区協議会

◆地域コミュニティ活動の推進 【区振興課、各行政センター、舞阪支所】

「地域住民の皆さまの最も身近な相談窓口」として、区役所や行政センター、支所、協働センターにコミュニティ担当職員を配置し、地域の声やニーズをうかがいながら地域活動を支援します。また、自治会や地区コミュニティ協議会、NPOなどの地域活動団体を交え、市民協働で住民主体の住みやすい地域づくりを進めます。

◆地域づくり推進事業 【市民部市民協働・地域政策課】

地域課題や地域振興について多様な主体が話し合う組織である地区コミュニティ協議会の設立を検討している地区を対象として、地域づくりアドバイザーなどの専門知識を有する人材によるワークショップを開催します。

また、コミュニティ担当職員等を対象として、地域づくり先進都市への短期派遣研修や資金調達の手法を学ぶ研修を実施し、地域で活動する団体の相談支援体制の充実を図ります。

① 地域の多彩な特色を活かし、 にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり



◆地域力向上事業の実施 【区振興課、各行政センター、舞阪支所】

住みやすい地域社会を実現するため、区内の地域資源を活かした事業や地域課題を解決する事業を実施します。「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」、「区民活動・文化振興事業」、「区課題解決事業」及び「協働センター等を核とした地域課題解決事業」の4つの区分により、市民活動団体などの自主的な活動への支援や、地域団体などと協働した事業に取り組めます。



▲協働センター等を核とした
地域課題解決事業
「あおぞら協働センターの運営」

◆生涯学習、文化・スポーツ施設を活用した生きがいくくり

【まちづくり推進課、各行政センター、舞阪支所】

だれもが「学び」を通じて健康や楽しみ、生きがいくくり親しむとともに、学習の成果を発揮できる機会をつくることにより、地域学習リーダーや地域ボランティアとして担える人材の育成に努めます。

また、小学生や中高生を対象とした地域の核となりうる人材育成や、地域のさまざまな団体の活動を支援するため、地域コミュニティ活動の拠点として、協働センターなどの利用を促進します。

その他にも、所管する様々な公共施設において、指定管理者の創意工夫による自主事業やイベントの開催を奨励し、多様な歴史・文化による豊かさやスポーツによる生活の充実などを実感できる文化・スポーツ施設の運営に努めます。

◆公共建築物長寿命化推進事業 【財務部公共建築課】

市が保有する建築物の改修を計画的に実施することで、建築物の長寿命化を図るとともに、市民に安全で快適な建築物を提供します。

（令和7年度大規模改修対象施設(中央区内):新津協働センター)

◆西図書館移転事業 【市民部中央図書館】

建築後45年が経過する西図書館を、令和7年7月1日一条スマートタウン内に移転オープンします。子供連れや児童が利用するゾーンと静かに読書を楽しむゾーンを区分することで、多様なニーズに対応した環境づくりを行います。

◆（仮称）中央区魅力発信事業（合併20周年記念関連事業） 【まちづくり推進課】

天竜川・浜名湖地域合併20周年記念事業の一環として、中央区の歴史文化や地域資源を活用し、各地域（中・東・西・南）の共通項や特色を新発見・再発見することができるイベントを開催し、中央区の魅力を発信します。

◆＜中地域＞（新規）まちなか文化コミュニティ・フェスティバル

【まちづくり推進課】

中心市街地にある、クリエート浜松や浜松市美術館等の主たる市文化施設と連携し、SNSを活用した事業を行います。

◆＜東地域＞中野町煙火大会開催事業 【東行政センター】

地域で長年親しまれ、大切にされてきた貴重な文化資源である中野町煙火大会（浜松地域遺産）の開催を支援します。

開催予定日：令和7年8月14日（木）



▲中野町煙火大会

◆＜東地域＞俳句の里づくり事業 【東行政センター】

東地域ゆかりの俳人・松島十湖にちなんだ第18回十湖賞俳句大会の実施や、小学生から高校生を対象とした俳句講座など俳句の面白さに触れる各種事業を開催することで、より多くの市民が俳句に親しむ機会を提供します。

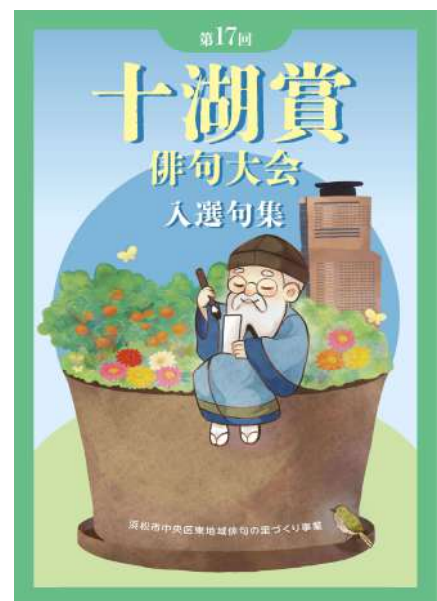
俳句大会募集予定期間：令和7年7月1日（火）～9月30日（火）

同表彰式開催予定日：令和8年2月11日（水）

俳句講座実施予定時期：令和7年6月中旬～9月上旬



▲十湖賞俳句大会



◆＜西地域＞舞阪えんばい朝市開催 【舞阪支所】



▲舞阪えんばい朝市 会場

弁天島海浜公園において、浜名湖や遠州灘の海の幸、西地域の地場産品などを販売する朝市を開催します。令和7年度は、5月から6月にかけて計3回の開催を予定しています。

「えんばい」とは、舞阪地区の漁師が漁獲物をみんなで分け合うという風習を表した言葉であり、人々のつながりを象徴する言葉です。

開催予定日：令和7年5月17日(土)、18日(日)、
6月15日(日)

◆＜西地域＞はまなこ夏フェスタ開催 【西行政センター】

浜松市弁天島海浜公園の弁天島花火大会に併せ、「はまなこ夏フェスタ」を開催します。舞阪地区の名産品巡りや海洋生物の自然教室といった浜名湖の観光資源を活用したイベントに加え、ステージでの音楽演奏など「音楽の都・浜松」にふさわしい観光地の活性化とにぎわいを創出します。

開催予定日：令和7年7月5日(土)



▲はまなこ夏フェスタ



▲弁天島海浜公園

◆＜西地域＞浜名湖うなぎまつり開催 【西行政センター】



▲浜名湖うなぎまつり

浜名湖ガーデンパークにおいて、浜松市を代表する地域資源である「浜名湖うなぎ」の魅力や資源の保護を周知するため、浜名湖うなぎまつりを開催します。浜名湖の水産加工品や地場産品の販売、観光資源の広報活動を行い、地域の魅力を広く発信します。

開催予定日：令和7年11月ごろ

◆＜西地域＞おいしい舞阪まると体験フェア 【舞阪支所】

舞阪地区及び周辺地区の冬の味覚や豊富な農産物など地場製品の販売、地元水産業に直接触れ合うことができる体験型イベントを開催し、食の魅力の広報と地産地消を推進します。

開催予定日：令和8年2月ごろ



▲大抽選会



▲かきむき体験

◆＜西地域＞文化財の保存と活用 【西行政センター、市民部文化財課】

「重要文化財中村家住宅」や「浜松市舞坂宿脇本陣」などの歴史的施設を活用したイベントの企画に協力し、施設の利用促進と来場者の増に取り組めます。また、良好な状態で公開活用するため、老朽化している「中村家住宅」の土蔵屋根瓦の葺き替えと外壁の修繕を行います。



▲重要文化財中村家住宅の春 桜の開花



▲中村家住宅土蔵の改修

◆＜西地域＞伝統芸能の保存と継承 【西行政センター】

雄踏歌舞伎「万人講」の定期公演を1月に開催するとともに、「子供歌舞伎教室」を開催することにより、伝統芸能の保存・継承と広報に努めます。



▲子供歌舞伎教室



▲法眼三略の巻 一条大蔵譚

◆＜南地域＞ビーチコート利用促進事業 【南行政センター】

市内唯一の江之島ビーチコートにおいて、「ビーチサッカー体験会」、「親子でアクティビティ体験会」、「ビーチテニス体験会」を開催し、地域への交流人口を増やすために、ビーチコートの認知度向上による利用促進を図ります。

開催予定日：ビーチサッカー体験会

→令和7年8月2日(土)

親子でアクティビティ体験会・ビーチテニス体験会

→令和7年11月9日(日)



▲ビーチサッカー体験会

◆＜南地域＞中田島オータムフェスタ開催 【南行政センター】



▲中田島オータムフェスタ

遠州灘海浜公園において、浜松まつり会館等と連携して幅広い世代が楽しめるイベント「中田島オータムフェスタ」を開催し、市内有数の観光スポットである中田島砂丘をはじめとする地域の魅力を発信します。

開催予定日：令和7年10月～11月の土曜日(1日)

◆＜南地域＞アカウミガメ（天然記念物）の理解促進と保護 【南行政センター】

文化財(市指定天然記念物)に指定されているアカウミガメの理解が深まるよう、5～8月にかけて親と子のウミガメ教室を開催します。

また、海岸を調査して産卵状況を調査するとともに、卵の保護活動を行います。



▲アカウミガメの産卵

◆家康公ゆかりの地浜松推進事業 【産業部観光・シティプロモーション課】

「家康公ゆかりの地」としての認知度をさらに定着させ、都市ブランドの確立を目指すとともに、継続した誘客を図り、にぎわいを創出します。

令和7年秋頃には浜松城公園にて「出世の街 浜松 家康公祭り」を開催します。祭りでは、令和8年大河ドラマ「豊臣兄弟！」のPRも実施します。

◆（新規）天竜川・浜名湖地域合併 20 周年記念メインイベント

【企画調整部企画課】

12 市町村による合併 20 周年の節目を記念し、各地域の特産物や地域産業、伝統芸能などを一堂に集めて体感できるイベントを開催します。

開催予定日：令和 7 年 11 月～12 月のうち 2 日間

会場：フラワーパーク、渚園などの屋外施設（予定）

◆（新規）サーフィン国際大会誘致事業 【市民部スポーツ振興課】

遠州灘海浜公園にサーフィンの国際大会を誘致することで、ビーチ・マリンスポーツの聖地としてのブランド価値をさらに創出し国内外へ発信するとともに、交流人口の拡大を図ります。

開催予定日：令和 7 年 5 月 21 日（水）～25 日（日）（5 日間）

② 安全・安心に暮らせるまちづくり



◆交通安全の推進 【まちづくり推進課、各行政センター、舞阪支所】

本市は政令指定都市の中で人口10万人あたりの人身交通事故件数が、15年連続ワースト1となっており、交通安全啓発事業を拡充し、ワースト1からの脱却を目指します。

各地域において、小中高生には交通安全教室の開催により交通ルールを学ぶ機会を提供し、自転車マナーの向上やヘルメット着用率の向上を目指します。また、高齢者には体験型交通安全講習会を開催し、高齢者事故の特徴解説やサポートカー乗車体験等をとおして、高齢者の交通安全意識の向上を目指します。

その他にも、路上での街頭広報や商業施設での啓発イベント等、警察や交通安全協会などと連携し、「交通安全に対する意識の向上」と「交通ルールを守る意識の向上」を目指す交通安全啓発を行い、安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。



▲体験型交通教室の開催



▲サポートカー体験会



▲中央区東地域交通安全フェア

◆交通事故ワースト1脱出事業 【土木部道路企画課】

事故データに基づく交通事故削減効果の高い対策、通学路等の生活道路の安全対策や交通事故の危険性が高い交差点における事故削減対策を実施することにより、交通事故ワースト1からの脱却を図ります。

◆**防災意識の啓発** 【区振興課、行政センター】

自治会や学校、各団体等に対し、「自助」、「共助」をテーマにした出前講座を行い、各地域における災害特性を伝えつつ、日ごろからの備えの重要性を啓発することで地域の防災力向上を図ります。

また、自主防災隊が主体的に行う防災訓練について、資機材の提供や設営・使用方法のレクチャーなどにより支援を行います。



▲地震体験車の実施

◆**自主防災隊への助成** 【区振興課、行政センター】

地域の防災力を強化するため、自主防災隊が行う資機材の購入や防災倉庫の新設・増設・修繕を支援し、自主防災隊活動の活性化を図ります。

◆**避難所資機材の配備** 【危機管理監危機管理課】

各避難所に簡易ベッド及びプライベート TENT を配備することで、大規模災害時におけるプライベート空間の確保につながる環境改善を行い、市民の安全・安心を確保します。

◆**（新規）学校体育館スポットクーラー整備**

【学校教育課教育施設課、危機管理監危機管理課】

児童生徒の熱中症予防及び指定避難所開設時の避難者の生活環境改善のため、全小中学校及び市立高等学校の体育館に大型スポットクーラーと非常用発電機を配備します。

◆**自治会への助成** 【区振興課、行政センター、市民部市民生活課】

だれもが安全に利用することができる集会所を新築、改修する自治会を支援します。また、夜間の犯罪防止や交通安全を図るため、LED 防犯灯や防犯カメラを設置または維持管理する自治会に対し、その費用を助成します。

◆**行政サービスに重要な区民情報の円滑で確実な管理** 【区民生活課、行政センター】

福祉・文化・健康など、行政サービスの提供には正確な住民情報が必要です。マイナンバーカードや住民登録・印鑑登録・戸籍などの各種届出を適切に事務処理することで、確実に住民情報を管理します。

また、証明書コンビニ交付への誘導、手続きのオンライン化、届出や申請の手間を省く取り組みなどで、窓口の円滑化を推進します。

◆＜西地域＞舞阪地区表浜防風林再生事業 【舞阪支所】

松枯れが進んでいる防風林を再生するため、クロマツを植樹します。舞阪地区子ども育成会や自然保護・まちづくり活動をしている団体などの協力を得て植樹を行い、景観の維持と防災機能（防風・防砂）を復活します。



▲植樹方法の説明



▲舞阪地区子ども育成会などによる植樹

◆公共用水域有機フッ素化合物対策事業 【環境部環境保全課】

伊佐地川に繋がる北部承水路支流において、有機フッ素化合物が暫定指針値を大きく超過していることから、市民の安全・安心のため浄化対策を実施します。

◆南消防署・浜松第 41 分団・可美市民サービスセンター複合施設建設事業

【消防局消防総務課、市民部市民生活課】

老朽化する可美市民サービスセンターの施設整備に合わせ、敷地内の南支団浜松第 41 分団庁舎と近隣施設で老朽化する南消防署を複合した施設を整備します。

③ 共生のこころで支え合い、 やさしさあふれるまちづくり



◆ユニバーサルデザインの啓発 【区振興課、行政センター】



▲関連グッズの展示

だれもが暮らしやすいまちをつくるユニバーサルデザインの考え方や取り組みについて、出前講座やパンフレットの配架、関連グッズの展示などを通じて啓発に取り組めます。

◆障がいの有無にかかわらず共生できる社会の推進 【中央福祉事業所・社会福祉課】

障がいの有無にかかわらず、だれもが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って安心して暮らすことができる共生社会のため、各地域に設置した「浜松市障がい者自立支援協議会 エリア連絡会」において、障害福祉事業所や当事者団体、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等と情報共有や意見交換を行い、これら多機関が連携することで、身近な地域での支援体制の充実を図ります。



▲エリア連絡会での活動報告並びに意見交換

◆安定した生活の実現と自立に向けた支援 【中央福祉事業所・生活福祉第二課】



▲浜松市ジョブサポートセンター

求職活動を行う生活に困窮する方々に対し、市ジョブサポートセンターと連携し、生活に関する相談、就労に向けての援助を行うことで、安定した生活の実現と自立に向けた支援を行います。

◆生活支援体制づくりの推進 【中央福祉事業所・長寿支援課】

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。それに伴い、身体機能、認知機能の低下から介護や日常的な支援が必要な人が増え続けています。そのため、高齢者が住み慣れた地域で引き続き安心して生活ができるよう、自治会、社会福祉協議会及び地域包括支援センター（高齢者相談センター）など地域の関係機関が協議体を構成し、協議体会議では、サロン活動や家事支援、買物支援、移動支援等の情報を共有するとともに、日常的な生活支援・介護予防活動などに取り組む体制づくりを推進します。



▲生活支援体制づくり協議体活動

具体的には、地域の課題として、認知症になっても住みやすいまちづくりを挙げた地域では、認知症に対する正しい知識の習得と相談窓口の周知、ひとり歩き高齢者等の見守り体制の構築のための取組等を行っています。

引き続き、住民の主体的な支え合いによる介護予防活動や生活支援サービスを推進します。

◆＜東地域＞高齢者とその家族の交流及び暮らしのサポート事業

【中央福祉事業所・長寿支援課（東）】



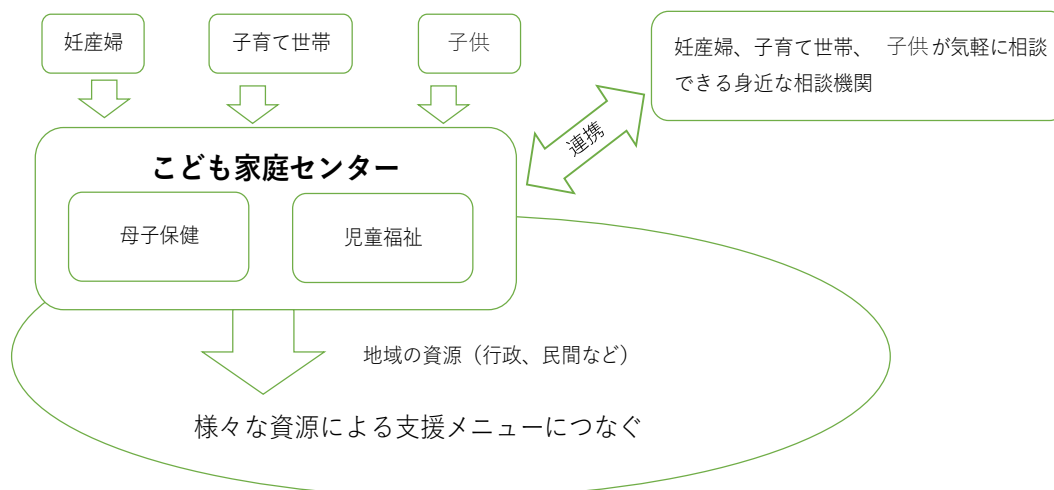
▲元気！いきいきフェア

核家族化が進展するなか、敬老の日に対する意識の高揚を図るため、地域の園児が描いたおじいちゃん、おばあちゃんの似顔絵を展示し、家族間の交流を推進します。

また、高齢者や今後介護が必要となる世代に介護に対する理解と関心を高めてもらうため、各高齢者支援事業の紹介や最新の介護ロボット体験などを行う「元気！いきいきフェア」を開催します。

◆こども家庭センター事業 【中央福祉事業所・児童家庭課、中央健康づくりセンター】

児童福祉（児童家庭課）と母子保健（健康づくりセンター）を一体化し、妊産婦、子育て世帯、子供への包括的な相談支援を行う子育てのワンストップ窓口「こども家庭センター」を設置することにより、切れ目のない相談体制や子育て支援サービスの提供など、子育て世帯に対する支援の強化を図り、安全・安心な子育て環境の提供を行います。



◆（新規）地域子育て相談機関の整備 【こども家庭部子育て支援課】

市民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うための地域の窓口として、地域子育て相談機関を設置します。こども家庭センターとも情報共有・連携することで、子育て世帯や妊産婦が教育・保育施設や子育て支援事業などを円滑に使用できる環境の整備に努めます。

（令和7年度設置場所（中央区内）：北星児童館、江西児童館、雄踏保育園、与進幼稚園）

◆健康はままつ21の推進 【中央健康づくりセンター】

健康はままつ21の3つの目標「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「こども一人ひとりの健やかな発育・成長」の実現に向け、安心して子供を産み育てることができる相談支援体制の推進及び健康増進の普及促進に取り組みます。

胎児期から高齢期まで切れ目なく支援していく「ライフコースアプローチ」や「中央区の地域特性」などを踏まえた地域保健活動を行うことで、生活習慣病の発症・重症化予防の推進に取り組みます。

また、関係団体等とも連携を図り、「健幸都市 浜松」を目指し、健康づくりの輪を広げていきます。



▲幼児への口腔ケア事業
楽しく口を育てる教室「あっぷっぷ」

◆＜東地域＞健康づくり応援事業 【中央健康づくりセンター（東）】

笑顔で生き生きと生活するために、生活習慣病やがん検診の受診啓発を行います。また、健康づくりに関する各種月間に合わせ、身体の健康をチェックする機材などを活用し、自分の健康を振り返る場を設けます。

数字で見る中央区

- 中央区のすがた・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - ・ 行政区別の人口・面積等・・・・・・・・・・ 18
 - ・ 地域別の人口・面積等・・・・・・・・・・ 19
 - ・ 各地域の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 区の経営に要する資源・・・・・・・・・・・・ 24
 - ・ 中央区組織と各課業務・・・・・・・・・・ 24
 - ・ 職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - ・ 令和7年度当初予算額・・・・・・・・・・ 25

■ 中央区のすがた

1 行政区別の人口・面積等

区名	世帯数	人口(人)	面積(km ²)	人口密度
中央区	282,597	602,315	268	2,247.4 人/km ²
	78.8%	77.1%	17.2%	
浜名区	64,100	154,080	346	445.3 人/km ²
	17.9%	19.7%	22.2%	
天竜区	11,741	24,616	944	26.1 人/km ²
	3.3%	3.2%	60.6%	
計	358,438	781,011	1,558	501.3 人/km ²
	100.0%	100.0%	100.0%	

※「世帯数」、「人口」：浜松市区別・町字別世帯数人口（令和7年4月1日現在 住民基本台帳による）

※「面積」：国土地理院令和7年全国都道府県市区町村別面積調（令和7年1月1日時点 小数点以下四捨五入）



2 地域別の人口・面積等

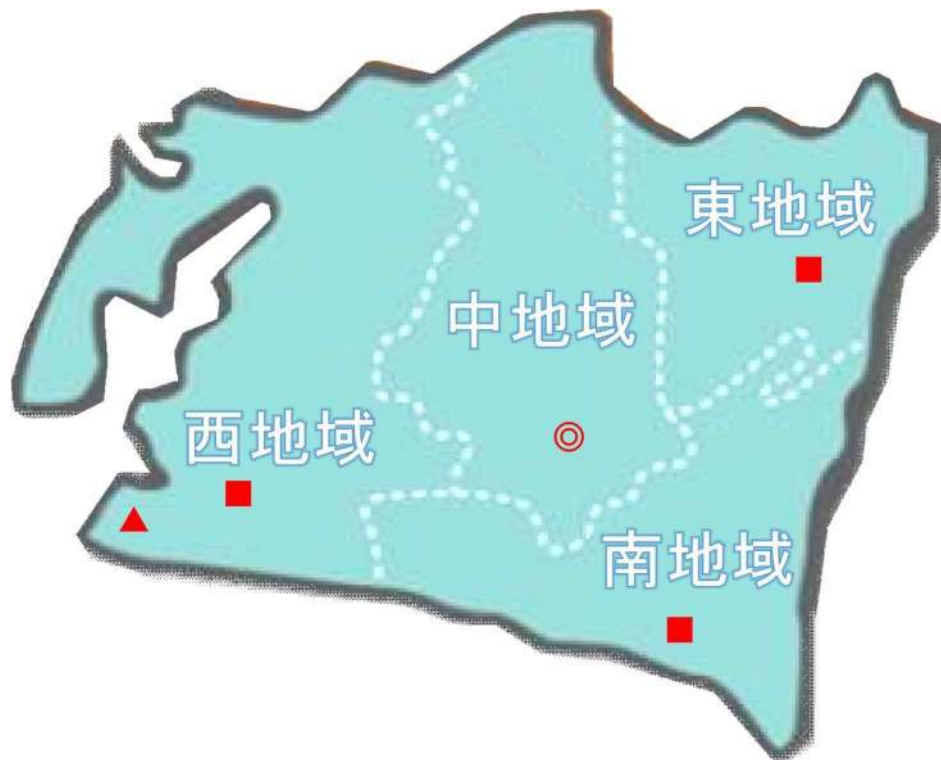
地域名	地区数	世帯数	人口(人)	面積(km ²)	町数	単位自治会数
中地域	14	132,520	268,665	60.5023	200	156
東地域	6	57,920	128,099	46.29	61	106
西地域	8	45,882	105,225	114.4	48	61
南地域	7	46,275	100,326	47.02	59	79
計	35	282,597	602,315	268.2123	366※	402

※中地域江西地区、南地域白脇地区及び新津地区の瓜内町、法枝町は、合計時それぞれ1町として計上。

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市区分・町字別世帯数人口（令和7年4月1日現在 住民基本台帳による）

※「面積」：令和6年版浜松市統計書（平成19年4月1日 都市計画調査による）

※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会（令和6年4月1日現在）



◎ 中央区役所

■ 東行政センター、西行政センター、南行政センター

▲ 舞阪支所

3 各地域の内訳

(1) 中地域 (14 地区)

地区名	世帯数	人口(人)	面積(k㎡)	町数	単位自治会数
中央地区	2,827	5,074	0.9450	17	16
アクト地区	5,311	10,096	1.6000	10	10
西地区	6,967	14,125	2.4057	10	10
県居地区	2,742	5,159	0.8230	8	8
城北地区	9,979	20,734	3.4469	20	15
駅南地区	5,024	9,005	1.2560	4	12
江西地区	7,562	14,155	2.8086	15	10
北地区	3,084	5,494	1.0410	4	4
江東地区	8,265	16,623	2.4902	19	13
萩丘地区	35,445	71,647	16.4659	54	11
曳馬地区	17,789	35,897	5.4833	25	16
富塚地区	7,118	15,487	4.0492	1	6
佐鳴台地区	4,801	9,505	1.4152	6	7
三方原地区	15,606	35,664	16.2723	7	18
計	132,520	268,665	60.5023	200	156

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市区別・町字別世帯数人口（令和 7 年 4 月 1 日現在 住民基本台帳による）

※「面積」：令和 6 年版浜松市統計書（平成 19 年 4 月 1 日 都市計画調査による）

※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会（令和 6 年 4 月 1 日現在）



◎ 中央区役所

● 協働センター、市民サービスセンター

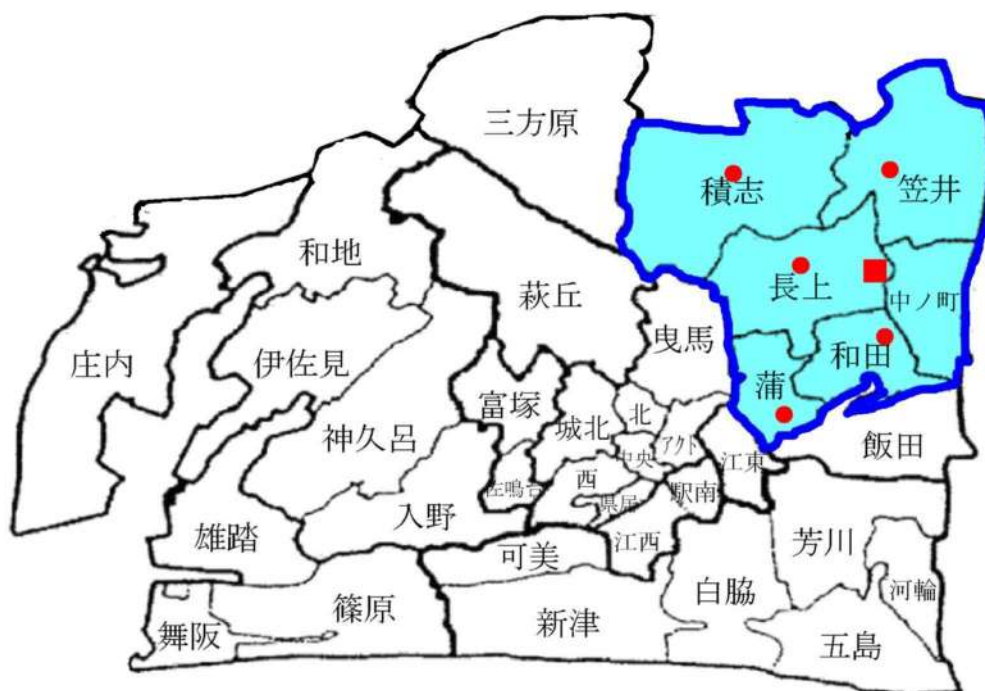
(2) 東地域 (6 地区)

地区名	世帯数	人口(人)	面積(km ²)	町数	単位自治会数
蒲地区	9,702	20,139	3.6842	10	11
笠井地区	6,392	15,275	10.4881	8	24
長上地区	11,904	25,856	8.8969	8	12
和田地区	9,569	20,131	4.7314	11	12
中ノ町地区	2,560	5,916	4.9342	5	9
積志地区	17,793	40,782	13.5552	19	38
計	57,920	128,099	46.29	61	106

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市区分・町字別世帯数人口（令和7年4月1日現在 住民基本台帳による）

※「面積」：令和6年版浜松市統計書（平成19年4月1日 都市計画調査による）

※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会（令和6年4月1日現在）



■ 東行政センター

● 協働センター

(3) 西地域 (8 地区)

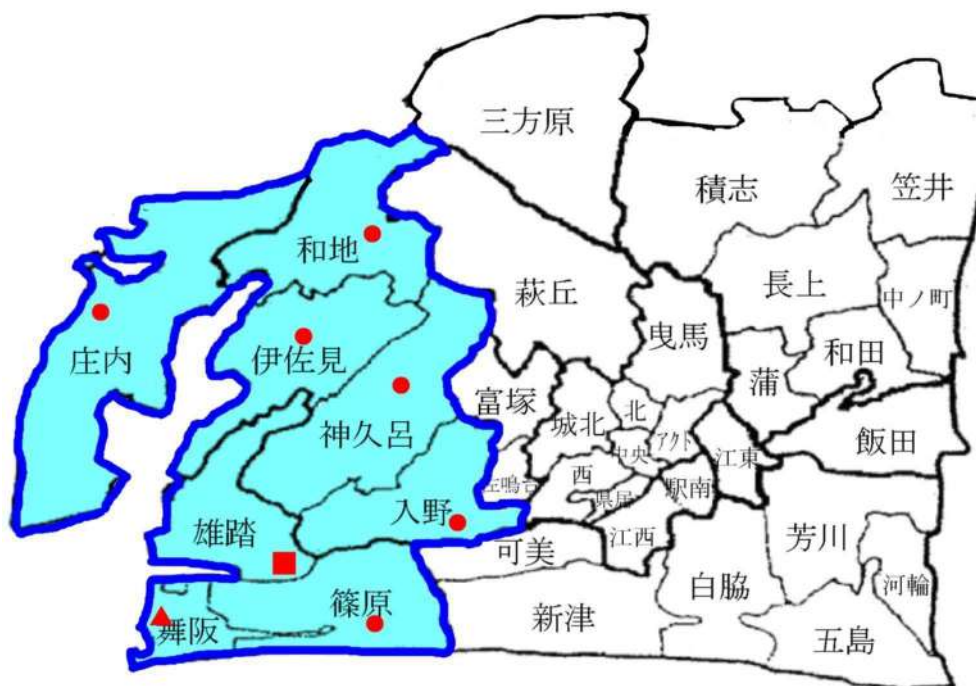
地区名	世帯数	人口(人)	面積(k㎡)	町数	単位自治会数
神久呂地区	5,048	11,559	13.2976	4	4
入野地区	10,726	23,653	8.3753	10	12
伊佐見地区	4,119	10,196	10.4230	4	7
和地地区	4,344	10,591	11.0626	10	7
篠原地区	6,364	14,492	10.2507	3	5
庄内地区	3,969	9,134	19.3062	9	9
舞阪地区	5,106	10,855	4.6100	4	8
雄踏地区	6,206	14,745	8.1446	4	9
計	45,882	105,225	114.4※	48	61

※合計面積には、浜名湖(28.93 ㎡)を含む。

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市区分・町字別世帯数人口(令和7年4月1日現在 住民基本台帳による)

※「面積」：令和6年版浜松市統計書(平成19年4月1日 都市計画調査による)

※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会(令和6年4月1日現在)



- 西行政センター
- ▲ 舞阪支所
- 協働センター

(4) 南地域 (7 地区)

地区名	世帯数	人口(人)	面積(k㎡)	町数	単位自治会数
白脇地区	9,844	21,756	8.3008	7	9
新津地区	6,261	13,865	9.7050	8	10
五島地区	3,261	6,999	6.9811	8	10
河輪地区	2,117	4,951	3.4222	6	7
芳川地区	10,811	23,726	8.0320	18	22
飯田地区	5,682	12,383	6.5285	8	14
可美地区	8,299	16,646	4.0504	4	7
計	46,275	100,326	47.02	59	79

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市区別・町字別世帯数人口（令和7年4月1日現在 住民基本台帳による）

※「面積」：令和6年版浜松市統計書（平成19年4月1日 都市計画調査による）

※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会（令和6年4月1日現在）



- 南行政センター
- 協働センター、市民サービスセンター

■ 区の経営に要する資源

1 中央区組織と各課業務

課 名 等	業 務	電 話
区振興課	総務(住居表示・統計)、防災、自治会、コミュニティ支援など	TEL 457-2210
区民生活課	証明・届出(戸籍・住民票)、パスポート、マイナンバーカードなど	TEL 457-2121
まちづくり推進課	生涯学習、事業後援、ごみ、スポーツ振興など	TEL 457-2778
東行政センター	総務(住居表示・統計)、防災、自治会、コミュニティ支援、証明・届出(戸籍・住民票)、マイナンバーカード、生涯学習、事業後援、ごみ、スポーツ振興など	TEL 424-0115
西行政センター		TEL 597-1112
南行政センター		TEL 425-1120
舞阪支所	窓口サービス、防災、コミュニティ支援など	TEL 592-2111

2 職員数

令和7年4月1日現在(単位:人)

	正規職員	再任用職員	会計年度 任用職員	計
区長・副区長	2	0	0	2
区振興課	18	1	7	26
区民生活課	54	4	136	194
まちづくり推進課	32	6	37	75
東行政センター	38	9	58	105
西行政センター	51	9	58	118
南行政センター	37	5	48	90
舞阪支所	5	2	4	11
計	237	36	348	621

3 令和7年度当初予算額

(1) 事業費

	金額(千円)
区役所費	1,183,121
本庁からの配当	1,722,650
計	2,905,771

(2) 人件費

	職員数(人)	金額(千円)
正規職員	237	1,893,183
再任用職員	36	110,693
会計年度任用職員	348	1,094,485
計	621	3,098,361



浜松市 中央区役所 区振興課

所在地：〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2
 電 話：053-457-2210 / FAX：053-457-2776
 E-mail：c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp
 ホームページURL：<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ward/chuo/>

公表：令和 7 年 5 月

令和 7 年 4 月 21 日

中央区協議会（中地域分科会）

会長 鈴木 義明 様

三方原地区コミュニティ協議会

会 長 鈴木 登志郎

三方原地区へのラウンドアバウト(小型)導入推進について(要望)

三方原地区は、市街地近郊農業地帯として発展し、現在では、強固な地盤による安全性や東名高速道路・新東名高速道路・外環状線等交通の要衝へのアクセス性も良い高いポテンシャルを持った地区であることから、農業に加え、物流や輸送機器・関連企業が多く立地するなど本市の産業基盤の形成が進み、今後益々発展が見込まれています。さらに、人口減少社会にありながら、居住化も進み、地区内人口も大幅に増加してきています。

しかし、朝夕の通勤車輛や大型物流車輛の増加による慢性的な交通渋滞、これを避けようとして生活道路への車輛流入等により、特に地区内交差点での交通事故は多発し、通学児童・生徒は大変危険な状況が続き、地区内住民の生活に大きな不安と支障をきたすなど憂慮する事態が続いています。一方、静岡県 of 厳しい財政状況により、交通事故多発交差点においての信号機の新規設置も非常な困難な状況にあり、残念ながら事態の打開には至っていません。

このような中、平成 25 年 6 月の道路交通法の改正により、平成 29 年 9 月から運用された「環状交差点」、いわゆる「ラウンドアバウト」が、これらの課題を解決するツールとして、そのニーズが高まってきています。加えて、令和 5 年 10 月の警察庁の通達において『信号機によらない「ラウンドアバウト」の導入を推進すること』が明記されました。

つきましては、安全性・円滑性・環境性・経済性・災害時での機能性を併せ持ち、生活道路の交差点での課題解決が見込まれ、設置可能な「小型ラウンドアバウト」を、本地区内に導入していただきますよう要望いたします。

三方原地域へのラウンドアバウト(小型)の導入について

令和 5 年 10 月 20 日付の警察庁丁規発第 129 号、警察庁交通局交通規制課長名で、「持続可

能な交通規制の推進に係る細目的事項について（通達）」を警視庁交通部長及び各道府県警察本部長を發

出している。この通達の「1 交通実態に即した交通規制の実施における留意点及び着目点」中、「(8)

不要な信号機の撤去と信号機によらない環状交差点の導入」を掲げ、特に環状交差点の導入については

「交通事故の減少や被害の軽減、交差点における待ち時間の減少、災害時の対応力の向上等を図るた

め、信号機によらない環状交差点の導入が適切と認められる場合には、当該環状交差点の導入を推進

すること」としている。

資料作成：齋藤和志

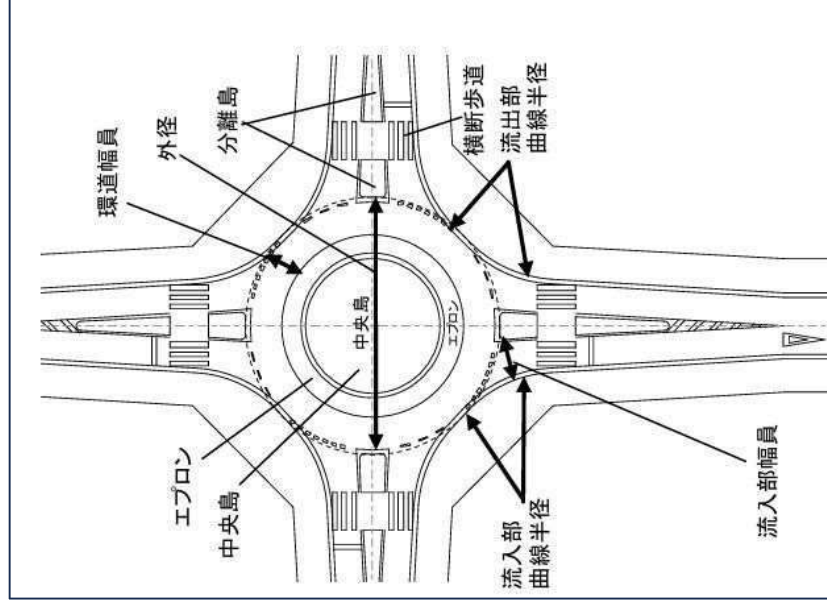
- 日本の交通量の少ない平面交差点においては、無信号交差点については一時停止無視などによる出合頭事故の発生、また、信号交差点については、信号無視や信号切替り時における交差点進入による出合頭事故の発生とともに、信号待ちによって無駄な遅れ時間が利用者に生じること、といった課題がある。従って、こうした安全上の問題を解決しつつ、利用者の利便性の観点から遅れ時間をできるだけ少なく抑えるような交差点の制御手法を実現することが必要
- また、災害時に伴う停電等でも安全に通行できる機能性が求められる。

■ラウンドアバウトの定義

ラウンドアバウト (roundabout) とは、『環道交通流に優先権があり、かつ環道交通流は信号機や一時停止などにより中断されない、円形の平面交差点の一方通行制御方式』

■ラウンドアバウトの類型と特徴

- 標準ラウンドアバウト
 - 中央島が設けられ、流出入部、環道とも1車線のラウンドアバウトで、車両が中央島に物理的に乗り上げることができないものを指す。
 - 一般に外径は26～40m程度である。市街地、住宅地内、集落の入口の交差点や、郊外部でも比較的交通量が少なく、規制速度の高い道路相互の接続する交差点や、高速度路のランプと一般道との接続部などで適用。
 - 回転半径の大きな車両が環道幅員の範囲で走行できない場合に、中央島の外周部に乗り上げ可能な段差(エプロン)部を設けることで、通常の普通車などは環道を走行するが、一部の大型車両はエプロン部に乗り上げること走行可能





(2) 小型ラウンドアバウト(ミニラウンドアバウト)

- ・ミニラウンドアバウトとは、外径が13～22m程度の小規模なラウンドアバウトであり、細街路等が交差する交差点において、速度抑制を促しつつ安全に制御することを目的として適用されるもの。
- ・中央島にはわずかな段差を設けるのみとし、大型車が右折する場合には完全に中央島へ乗り上げて通常の右折の走行軌跡で走行することを認める。

(3) ラウンドアバウト導入状況(全国 R6.3 末現在)※

- ・全国で161箇所(静岡県内では9箇所/焼津市2・浜松市旧浜北区1・菊川市1・富士宮市1・静岡市清水区1・浜松市旧東区1・浜松市旧中区1・駿東郡小山町1)





浜松市内にあるラウンダウト位置図

資料作成：齋藤和志



一条スマートタウン西伊場



資料作成：齋藤和志



天竜川駅北口広場



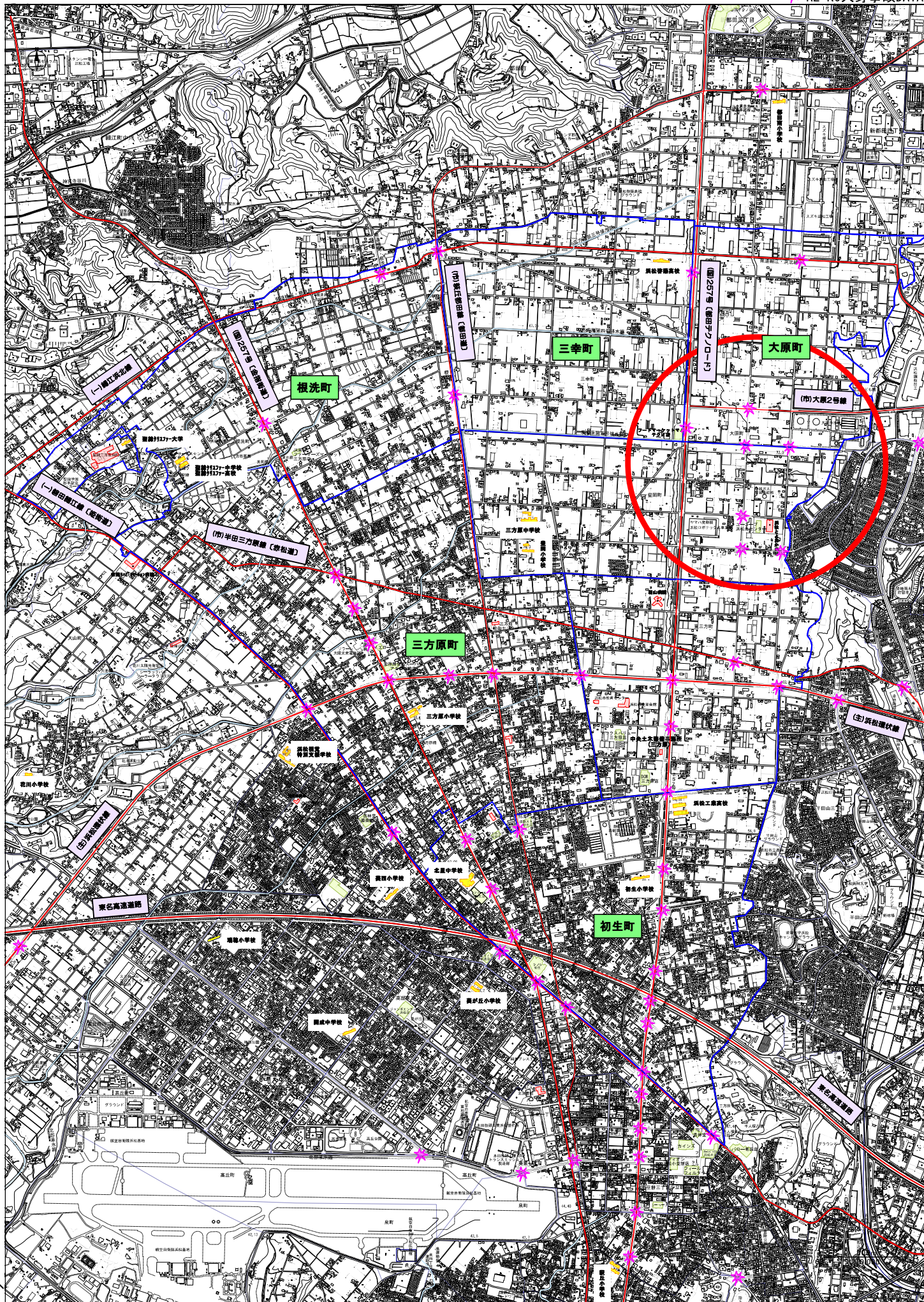
資料作成：齋藤和志



浜北内野台1丁目

資料作成：齋藤和志





令和 7 年 4 月 21 日

中央区協議会（中地域分科会）
会長 鈴木 義明 様

三方原地区コミュニティ協議会
会 長 鈴木 登志郎

浜松市所有の三方原防風林の活用について(要望)

三方原地区は、戦後の食糧増産計画のもと、主に旧陸軍の飛行場や爆撃場として利用されていた荒廃地が緊急開拓事業の計画対象となり、この緊急開拓事業と併せて整備された幹線道路は「満州道路」と呼ばれ、現在は都市計画道路「中ノ町都田線」として整備され、この都市計画道路西側沿線には戦後の開拓者によって遠州のからっ風から農作物を防ぐために植えられた三方原防風林があります。しかし、三方原防風林は「マツノザイセンチュウ」による松枯れ被害が甚だしく、非常に残念ではありますが、その多くが伐倒されました。

また、三方原地区には昭和 36 年から昭和 44 年に国営三方原農業水利事業により造成された農業用各幹線排水路がありますが、今や、農業排水機能のみならず、生活雑排水や道路側溝からの排水等の都市下水路としての、重要な機能も担っています。しかし、農業用幹線排水路は、あくまで農業用として整備されたため排水能力は既に限界に達しており、近年の異常気象により越水による浸水被害が拡大し、地域住民の生活・企業活動・農業活動等に大きな支障を及ぼしています。

つきましては、浜松市所有の三方原防風林は昨年 11 月に用途廃止となり、この貴重な財産である三方原防風林跡地を、市民や地域住民の声を聴きながら有効に利活用するよう下記のとおり要望します。

記

- 1 初生小学校に隣接する三方原防風林跡地(8号防風林)については、PFI等の官民連携手法等も含め災害対策応急仮設住宅用地・防災公園・スポーツ広場用地等として早急に整備すること。
- 2 浜松工業高校前交差点(三方原町)から北方面約 4.5 km(三幸町付近)の三方原防風林(1号防風林・6号防風林)を地区浸水対策の貯留施設・災害対策応急仮設住宅用地・防災公園・スポーツ広場用地等としての利活用を視野に入れ、PFI等の官民連携手法等も含め、基本構想・基本計画等を策定し、整備すること。

三方原防風林所有者位置図

資料作成: 齋藤和志



三方原防風林

令和7年4月15日撮影

「1号防風林」(南北)

①



「6号防風林」(東西)

②



「8号防風林」(南北)

③



令和6年度第12回中央区協議会（中地域分科会） 質問・意見に対する回答

●報告事項ア

令和7年度中央区役所費（中地域分）の当初予算案の概要等について

質問（意見）者	鈴木 登志郎 委員
質問（意見）事項	令和7年度当初予算案の主要事業（中地域分科会所掌区域分）の「新武道館整備事業」（別紙：令和7年度当初予算案の主要事業P.22）について ・利用者目線で考えると、建設候補地が西地域や南地域だけでなく、市内の中心部の方が利便性は高まるのではないかと。
担当課（回答）	スポーツ振興課
回答	令和5年度に実施した新武道館整備基本計画策定業務において、既存スポーツ施設の同敷地内又は隣接地等で、必要面積の確保が可能と想定される、雄踏町（雄踏総合公園）、増楽町（可美総合公園）、篠原町（トビオ北側）を公共交通機関の利便性も考慮し、候補地として整理。

新武道館整備事業	市民部スポーツ振興課 電話:457-2421
----------	---------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	文化・スポーツ	8,140	0	0	0	8,140

※スポーツ施設整備事業の一部

目的	浜松市武道館は施設の老朽化に加え、駐車場が狭いことによる大会開催時の道路渋滞や騒音への対応が課題であるため、移転新築を前提として新武道館の整備に向けた調査を行う。
背景	・現在の市武道館は築46年が経過し、施設の老朽化が進んでいる。 ・令和5年度に策定した新武道館整備計画において、施設規模及び建設候補地を整理したことから、令和7年度は最終検討に必要となる調査を行う。
事業内容	令和5年度に策定した新武道館整備基本計画に基づき、施設規模及び建設地の選定に向けた準備業務を行う。 1 新武道館整備に伴う実施計画策定業務委託費 8,140千円 新武道館整備にかかる需要予測に基づく施設規模の決定及び建設地の選定支援 2 整備案（新武道館整備基本計画（令和5年度策定）） (1) 施設規模 ・A案 メインアリーナ 56m×35m + サブアリーナ 35m×35m ・B案 メインアリーナ 56m×42m + サブアリーナ 35m×35m (2) 建設候補地 既存スポーツ施設の同敷地または隣接地等で、必要面積の確保が可能と想定される市有地を建設候補地として整理 ・雄踏総合公園（雄踏町） ・可美総合公園（増楽町） ・古橋廣之進記念浜松市総合水泳場の北側（篠原町）

<施エイメージ>



令和6年度第12回中央区協議会（中地域分科会） 質問・意見に対する回答

●報告事項ア

令和7年度中央区役所費（中地域分）の当初予算案の概要等について

質問（意見）者	遠山 秀敏 委員
質問（意見）事項	令和7年度当初予算案の主要事業（中地域分科会所掌区域分）の「（新規）地域子育て相談機関の整備」（別紙：令和7年度当初予算案の主要事業P.35）、「（新規）親子関係形成支援事業」（別紙：令和7年度当初予算案の主要事業P.36）、「学習支援事業の拡充」（令和7年度当初予算案の主要事業P.37）について ・新規の事業が多いが、事業に関わる人材をどのように育成していくのか。
担当課（回答）	子育て支援課
回答	1（新規）地域子育て相談機関の整備 本事業を実施する施設では従来から子育て相談や子育て情報の提供を行っています。こども家庭センターとの連携を強化することで実施する施設の職員が困りごと等をこども家庭センターに相談しやすくなり、より適切な対応が可能になります。 地域子育て相談機関におけるこども家庭センターとの連携強化や相談機能強化のため、こども家庭センターに配置している統括支援員が定期的かつ必要時に各施設を訪問し、子育て支援に関する情報を提供し、困難事例等への対応について支援・指導を行います。 また、子育て支援課が子育て支援に関する研修会を開催するなど、人材育成に努めてまいります。 2（新規）親子関係形成支援事業 本事業は業務委託により集団プログラムを実施するものです。 受託者は講師に実施するプログラムの認定資格を有する人を配置することとしており、既に集団プログラム実施等の実績があることを想定しています。 また、子育てに悩みや不安を抱えている保護者が参加することから、知識・技術等質の向上のために常に研鑽を積むこととしています。

	3 学習支援事業の拡充 これまでの学習支援事業を見直し、家庭やこどもの状況に応じて選択できるように学習面と生活面の支援（学習支援事業と生活支援居場所事業）に細分化しました。いずれの事業もこどもと個別的に関わる中で、こどもの学習意欲や社会性などを高め、自立に必要な力を育む事業となるため、支援に関わるスタッフの資質確保や育成は非常に重要であると考えています。 拡充に向けた見直しに合わせ、実施事業者の選定を行いました。人材の確保体制、資質向上に向けた研修体制についても十分配慮されている事業者を選定しております。 仕様書で定めた半年ごとの研修の開催のほか、事業を実施する中でも、こどもとの関わりについての振り返りの時間を設けるなど、支援に関わるスタッフの資質向上に努めてまいります。
--	--

(新規) 地域子育て相談機関の整備	こども家庭部子育て支援課 電話:457-2792
-------------------	-----------------------------

(単位：千円)

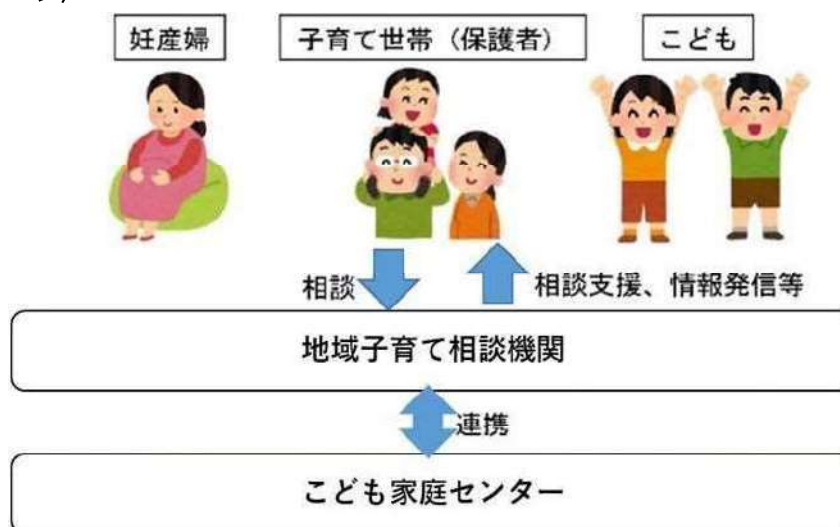
予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費 教育費	こども・教育	2,569	1,500	0	0	1,069

※関連課 こども家庭部幼保運営課（電話:457-2114）

※地域子育て支援拠点事業の一部、市立保育所等運営事業の一部、市立幼稚園運営事業の一部の合計

目的	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう環境を整備する。
背景	- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法により、市町村は、その定める区域ごとに、住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備に努めなければならないと規定された。 - 地域子育て相談機関の設置場所について、国は、利用者にとって敷居が低く、物理的にも近距離に整備することとしており、保育所、幼稚園、児童館などを想定している。
事業内容	- 令和7年度設置場所 - 児童館4館（直営3館：北星・江西・天竜、指定管理施設1館：三ヶ日） 受付時間：月～土曜日9時～17時 - 雄踏保育園、与進幼稚園 受付時間：原則として平日10時～15時 - 実施内容 - 利用者登録、相談記録の作成、子育てに関する相談及び必要な助言 - 地域子育て相談機関の周知、子育て支援に関する情報提供 - 利用者同士の交流促進、子育てに関する講座の開催等 - こども家庭センターとの情報共有等

〈事業イメージ〉



(新規) 親子関係形成支援事業	こども家庭部子育て支援課 電話:457-2792
-----------------	-----------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	1,422	484	0	0	938

目的	子育てに同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に相談・共有し、情報交換できる場を設けること等により、親子間における適切な関係性の構築を図る。
背景	- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法により、親子関係形成支援事業が新設され、市町村における子育て家庭への支援の充実が求められている。 - 本市では、こんにちは赤ちゃん訪問等により要支援と判断された児童の家庭に対して保健師による個別訪問等を行っているが、不適切養育やメンタル不調等のある親に対し、保護者同士の仲間づくりができる集団による指導・支援は実施していない。
事業内容	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して親子間の適切な関係づくりのための集団プログラムを実施する。 1 対象 未就学児を養育する保護者のうち、育児不安が高い等により集団による育児指導が必要であると保健師が判断した者 2 実施内容 講師による子育てプログラム（乳児向け、幼児向けの各2コース） - こどもの心身の発達や行動の把握、こどもへの適切な接し方についての講義 - 同じ悩みや不安を抱える保護者同士のグループワーク 3 定員 各コース10人 計40人 4 実施頻度 1回あたり2時間×6回 5 実施時期 乳児向けコース：10月、2月開始予定 幼児向けコース：9月、1月開始予定 6 その他 幼児向けコースでは、別室にて保育士等による預かり保育を実施

〈事業イメージ〉

こんにちは赤ちゃん訪問
1歳6か月児健康診査
3歳児健康診査 など



支援が必要な場合

保健師による
家庭訪問など



集団による
支援が必要な場合

【親子関係形成支援事業】

講師による講義や
保護者同士の
グループワーク
1コース 6回



学習支援事業の拡充	こども家庭部子育て支援課 電話: 457-2792
-----------	------------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	74,167	45,526	0	14,320	14,321

※学習支援事業の一部、生活支援居場所事業の合計

※財源（その他）子どもの未来応援基金繰入金

目的	経済的困難を抱える家庭の小中高生に対し、学習支援や生活支援を行うことにより、学習や進学に対する意欲を高めるとともに生活面の安定を図る。		
背景	- 現在の学習支援事業は義務教育期までとなっており、進学に向けた学習支援の機会として対象学年や実施回数の拡充が必要である。 - 学習支援事業の利用者は、こども食堂等の支援団体やスクールソーシャルワーカー等の紹介による入会が約 1/3（全体 430 人中 144 人※R6.9.17 時点実績）であり、居場所づくりや生活支援に対するニーズがある。		
事業内容	現行の学習支援事業を見直し、家庭の状況に応じて選択できるよう生活支援と学習支援を設定するとともに、学習支援について対象者の年齢及び開催回数を拡充する。		
	区分	現在（～R6）	見直し後（R7～）
	事業	学習支援事業	生活支援居場所事業 学習支援事業
	対象者	小 4～中 3	小 4～中 3
		経済的に困窮している子育て世帯 ※児扶手受給世帯、住民税非課税世帯、生活保護世帯 ※家庭環境や発達障がいにより生活支援が必要な場合	中 1～高 3 経済的に困窮している子育て世帯 ※児扶手受給世帯相当、住民税非課税世帯
	内容	学習支援を行う場所を提供 ※会場により、居場所づくり（レクリエーション等により安心できる場所を提供）や生活支援（食事や生活用品を提供）も実施	学習機会を提供、居場所づくり、生活支援を実施
	回数	週 1 回以上	週 1 回以上
	会場	28 会場	週 2 回以上 6 会場

<事業イメージ>



令和6年度第12回中央区協議会（中地域分科会） 質問・意見に対する回答

●報告事項ア

令和7年度中央区役所費（中地域分）の当初予算案の概要等について

質問（意見）者	辻 佐知子 委員
質問（意見）事項	令和7年度当初予算案の主要事業（中地域分科会所掌区域分）の「（新規）女性に選ばれるまちプロジェクト事業」（別紙：令和7年度当初予算案の主要事業P.34）について ・4つの事業内容は、若い女性の流出理由を把握したうえで策定したのか、若い女性が流出する流れを変える期待を込めて策定したのか。
担当課（回答）	UD・男女共同参画課
回答	人口減少の要因として、少子高齢化とともに、本市においては大都市圏への若い女性の転出超過が大きな課題と捉えています。 若い女性が本市に戻ってこない理由としては、令和6年度に広聴広報課が実施した「若年層アンケート調査」では、浜松に住みたくない理由として、「都会に住みたい」「希望する就職先がない」「休日に遊ぶ場所が少ない」等の意見が多く見られました。 本プロジェクトは、こうした課題の直接的な解決にはなりませんが、男女共同参画の視点を取り入れ、「女性にやさしいまち、住みやすいまち」を官民連携で推進し、一旦進学等で本市を離れても「また浜松に戻りたい」というシビックプライド意識を醸成することで、間接的に若い女性の転出超過抑制を目指すものとしています。 また、本プロジェクトでは産業部とも連携し、市内企業の「女性が働きやすい環境改善」を促進することで、地域で女性が活躍できる、女性が働きたくなる職場環境等を目指すとともに、女性だけでなく男性にとっても働きやすい魅力的なまちづくりを推進してまいります。

(新規) 女性に選ばれるまちプロジェクト事業	市民部UD・男女共同参画課 電話:457-2561
------------------------	------------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	環境・くらし	16,438	7,269	0	1,694	7,475

※財源(その他)一般寄附金

※男女共同参画推進事業の一部

目的	女性の心情に向き合う政策を推進し、「女性に選ばれるまち」を目指すことにより、女性の転出超過及び人口減少の抑制を図る。
背景	- 本市においては平成 25 年から令和 4 年の間で 15～24 歳の若い女性の転出超過が 3,563 人であり、20～24 歳で転入超過となっている男性に対して、人口減少の大きな要因の一つとなっている。 - 本市は総人口における女性比率が政令市で下から 3 番目に低く、特に年齢階層別では 15～29 歳の女性比率が政令市で最も低い 47.5%となっている。
事業内容	1 (新規) 女性が安心して活躍できる環境づくり事業費補助事業 8,319 千円 (1) 補助対象 市内企業、事業者等 (2) 対象経費 女性特有の健康課題を解決する製品の購入や理解促進のための研修費用等 (3) 補助率 1/2、上限 20 万円(1 社あたり) (4) 件数 40 社程度 2 (新規) 生理用ナプキン IoT ディスペンサー設置事業 5,384 千円 (1) 設置場所 市内公共施設の女性用トイレ等 (2) その他 使用する生理用ナプキンは使用期限が近くなった防災備蓄品を活用及びクラウドファンディングで寄附を募って購入 3 (新規) 女性に向けた一元的な支援情報発信プラットフォーム構築 1,661 千円 女性に関する支援や制度を集約したウェブサイトを構築 4 (新規) 企業向け女性活躍推進セミナー事業 1,074 千円 性差が生じない公平・公正な機会が提供される職場環境づくりに対する意識の醸成を目的としたセミナーを開催する。 対象 市内企業の経営者、管理職、管理職候補の女性従業員等 50 人程度




**女性に
選ばれるまち**

若い女性の転出超過抑制・地方創生へ

令和6年度第12回中央区協議会（中地域分科会） 質問・意見に対する回答

●協議事項ア

令和7年度区政運営方針（案）について

質問（意見）者	山本 道美 委員
質問（意見）事項	令和7年度中央区区政運営方針（案）の「家康公ゆかりの地浜松推進事業」（別紙：令和7年度中央区区政運営方針（案）P.9、令和7年度当初予算案の主要事業（中地域分科会所掌区域分）P.17）について ・文中に「都市ブランドの確立を目指す」とあるが、具体的に都市ブランドとは何を指すのか。
担当課（回答）	観光・シティプロモーション課
回答	「都市ブランド」＝「家康公ゆかりの地」です。 都市ブランドとは… その地域に対して人々が思い描くイメージで、他の地域と差別化できる強み。 本市は、徳川家康公が29歳から45歳までを過ごした家康公ゆかりの地であり、長い戦国時代に終止符を打ち、天下統一を果たした家康公の躍進を支えたゆかりの地であることは、本市の重要な地域資源となっています。 家康公祭りなどの歴史資源を活用した取り組みにより、家康公ゆかりの地としての認知度を向上し、都市ブランドとして定着させることで、国内外からの誘客や地域の活性化を図ります。

(拡充) 家康公ゆかりの地浜松推進事業	産業部観光・シティプロモーション課 電話: 457-2295
---------------------	-----------------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
商工費	産業経済	17,010	1,894	0	0	15,116

目的	大河ドラマ「どうする家康」の放送や「家康公騎馬武者行列@浜松まつり」の開催によって高まった「家康公ゆかりの地」としての認知度を定着させ、都市ブランドの確立を目指すとともに、継続した誘客を図る。
背景	「出世の街 浜松 家康公祭り」は、市制 100 周年記念事業として平成 23 年度に開催した「浜松出世城まつり」を 2 年間継続した後、平成 26 年度から名称を変更し、コロナ禍を除いて継続して開催している。 - 大河ドラマの影響を一過性に終わらせないよう、認知度の高まった浜松城や元城町東照宮等の家康公ゆかりの史跡等、歴史資源を活かした誘客施策が必要である。
事業内容	1 出世の街 浜松 家康公祭り 10,000 千円 (1) 日程 令和 7 年秋頃の土日 (2) 場所 浜松城公園 (3) 内容 徳川家康に井伊直政が仕官してから 450 年のため、井伊家をテーマとしたステージイベント等を実施 市と協力体制にある家康公ゆかりの都市 (10 都市程度) によるブース出展 2 (新規) 歴史資源を活用したプロモーション事業 3,949 千円 - 令和 8 年大河ドラマ「豊臣兄弟!」の放送に向け、家康公祭りにて市内ゆかりの地 PR を実施 - ツーリズム EXPO ジャパン 2025 愛知・中部北陸等へのブース出展 など 3 (新規) 天元戦誘致事業 2,500 千円 囲碁のタイトル戦「第 51 期天元戦」を本市に誘致 4 その他事務費等 561 千円

令和 6 年度 家康公祭りの様子



◆＜南地域＞ビーチコート利用促進事業 【南行政センター】

市内唯一の江之島ビーチコートにおいて、「ビーチサッカー体験会」、「親子でアクティビティ体験会」、「ビーチテニス体験会」を開催し、地域への交流人口を増やすために、ビーチコートの認知度向上による利用促進を図ります。

開催予定日：ビーチサッカー体験会

→令和 7 年 8 月 2 日(土)

親子でアクティビティ体験会・ビーチテニス体験会

→令和 7 年 11 月 9 日(日)



▲ビーチサッカー体験会

◆＜南地域＞中田島オータムフェスタ開催 【南行政センター】



▲中田島オータムフェスタ

遠州灘海浜公園において、浜松まつり会館等と連携して幅広い世代が楽しめるイベント「中田島オータムフェスタ」を開催し、市内有数の観光スポットである中田島砂丘をはじめとする地域の魅力を発信します。

開催予定日：令和 7 年 10 月～11 月の土曜日(1 日)

◆＜南地域＞アカウミガメ（天然記念物）の理解促進と保護 【南行政センター】

文化財(市指定天然記念物)に指定されているアカウミガメの理解が深まるよう、5～8 月にかけて親と子のウミガメ教室を開催します。

また、海岸を調査して産卵状況を調査するとともに、卵の保護活動を行います。



▲アカウミガメの産卵

◆家康公ゆかりの地浜松推進事業 【産業部観光・シティプロモーション課】

「家康公ゆかりの地」としての認知度をさらに定着させ、都市ブランドの確立を目指すとともに、継続した誘客を図り、にぎわいを創出します。

令和 7 年秋頃には浜松城公園にて「出世の街 浜松 家康公祭り」を開催します。祭りでは、令和 8 年大河ドラマ「豊臣兄弟！」の PR も実施します。